

CHARTING THE FUTURE 

# ClassNK

船上の居住・労働環境に関するガイドライン  
(第1.0版)

[日本語 / Japanese]



ClassNK

## はじめに

近年、船舶で働く船員の労働環境や船内居住環境の改善が国際的に取り組まれている。

海事労働条約（MLC,2006）は、船員の労働環境の改善や海運業界の適正な競争を促すため、2006年に採択され、2013年8月20日に発効した。また、騒音に起因する船員の健康被害や指示伝達の阻害を最小限にするため、船内騒音コードを強制化する SOLAS 条約の改正が2012年に採択され、2014年7月1日に発効した。

本会においても、油タンカー等の液体ばら積運搬船において安全で効率的な荷役を行うための荷役集中監視制御設備について、その機能要件や検査要件を規定すべく「荷役集中監視制御設備規則」を2010年10月に制定した。同規則に適合する船舶には、設備符号に“Centralized Cargo Monitoring and control”（略号 CCM）を付与している。また、船員の労働環境改善のため騒音・振動対策を施し居住性を向上させた船舶に対し、船級符号に“Noise and Vibration Comfort”（略号 NVC）を付記するため、「騒音・振動ガイドライン」の初版を2011年7月に発行した。さらに、2014年12月には、コンテナ固縛作業に従事する人員の作業環境の安全向上を目的とした非強制コードである CSS コード Annex 14 に適合した船舶の船級符号に“Safe Design for Container Lashing”（略号 SDCL）を付記することができるよう「コンテナの積付け及び固縛に関するガイドライン」第2版を発行した。

このような取り組みがなされる一方、日本国内では内航海運において、船員の高齢化に伴った船員不足が指摘されている。これは、船員の勤務体制（3か月乗船の後1か月休み）や生活環境（居住環境、食事、私的な電話・インターネット利用の制限）、船上作業の多さ等の要因により、採用した船員が定着しにくいためとも言われている。外航船においても、フィリピン共和国等に代表される多数の船員を輩出する国がある一方で、安定した海上輸送の観点から、自国船員の継続的な確保の必要性も認識されている。

これらの背景から、船舶が船員にとって魅力的な職場となるよう、上述の条約による規制に止まらない更なる労働環境の改善に取り組む船舶が登場してきている。その効果は、魅力的な職場環境を作り出すだけでなく、船員の疲労を軽減し、安全運航に寄与することも期待される。さらには「持続可能な開発目標（SDGs）」で掲げられた目標の達成にも寄与すると考えられる。

本会はこのような社会の動きに応えるべく、船上の居住・労働環境改善に取り組む船舶に対し、船級符号に“Excellent Living and Working Environment”（略号 ELW）を付記し識別できるよう本ガイドラインを作成した。また、本ガイドラインでは、イノベーションの普及、発展を促すため本会が展開する認証サービス「Innovation Endorsement」の一環として、デジタル技術等を活用した先進的な取り組みも認証の対象としている。

本ガイドラインが、船上における居住・労働環境の更なる改善に繋がれば幸いである。

本ガイドラインが関連する「持続可能な開発目標（SDGs）」

関連する SDGs	目標	関連するターゲット
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>	<p>2.1 2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>	<p>3.3 2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。</p>	<p>5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。</p>	<p>8.5 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>	<p>9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。</p> <p>9.c 後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供できるよう図る。</p>

## ClassNK Innovation Endorsement Approach

持続可能な社会の実現に向け、企業が ESG に配慮した経営や SDGs の追求を進める中、課題解決のための様々な革新（Innovation）が求められています。

日本海事協会（ClassNK）は、第三者認証を通じた革新的な取り組みをサポートする枠組みとして「Innovation Endorsement（IE）」を提供しています。IE の考え方を「ClassNK Innovation Endorsement Approach」として、ここに紹介します。



ClassNK Innovation Endorsement 概念図

### 【背景】

Innovation Endorsement（IE）は ClassNK が 2020 年 2 月に公表したデジタル社会における船級協会に求められる姿を記した「ClassNK デジタルグランドデザイン 2030」\*1 に記された 3 つの事業の柱のうち「第三者認証・評価・格付」に基づく、新しい価値創出に向けた認証機関としての取り組みです。

(\*1) 関連プレスリリース：[「ClassNK デジタルグランドデザイン 2030」を策定](#)

### 【方針】

Innovation Endorsement（IE）の基本方針は以下の通りです。

- ・ **スピード重視**：革新は急速に進んでいるため、この革新と同時にスピード重視で第三者として評価技術を構築し、認証します。
- ・ **フロントランナーと協働**：革新的な取り組みには、評価基準が確定していないことがほとんどであるため、先駆者であるフロントランナーと協働しつつ評価基準を検討・策定します。

- ・ 顧客及び社会の求める認証：革新的な取り組みの対象範囲の広がりに対応して、認証の対象及び範囲も顧客要望及び社会情勢に基づいて拡張していきます。

### 【認証の範囲】

Innovation Endorsement (IE) の対象範囲として、「デジタル」\*2、「環境」、「安全」、「労働」の4分類を掲げています。さらに、顧客及び社会からのいかなる要請にも応えるという本会の姿勢を示すべく「Yours」を設けています。

(\*2) 2020年7月時点ではデジタル革新に焦点を当ててIEを開始。

### 【認証の対象】

Innovation Endorsement (IE) として、船舶、製品・ソリューション、プロバイダーの3つのカテゴリーを認証対象として、サービスを展開しています。

- ・ Notation: 船舶に対しては、デジタル化、環境、安全及び船上居住・労働環境に関わる先進的な取り組みを行っていることを表す「DSS」\*3、「a-EA」\*4、「a-SAFE」\*5、「ELW」\*6等の船級符号の付記(Notation)を船級証書に記載し、船舶の価値向上をサポートします。
- ・ P&S 認証: 製品・ソリューション(Products & Solutions: P&S)に対しては、その革新的な機能について第三者機関としての知識・経験に基づき審査、確認を行い、証明書を発行することで、製品やサービスの展開をサポートします。
- ・ Provider 認証: 革新的な取り組みを行う組織(プロバイダー)に対しては、革新的な取り組みの①コンセプト(Class C)・②デヴェロップメント(Class D)・③サステイナブルインプリメンテーション(Class S)の3段階の認証を準備し、取り組みの社会展開に対して、早い段階から柔軟にサポートします。

ClassNKはInnovation Endorsement(IE)を通じた革新技術への積極的なサポートにより、海事・海洋ビジネスの持続的な進化に貢献できるよう、今後も革新動向を見据え、顧客の先進的な取り組みに迅速に対応するために常にInnovationを継続していきます。

(\*3) DSS: Digital Smart Ship の略号。デジタルスマートシップガイドライン参照。

(\*4) a-EA: Advanced Environmental Awareness の略号。環境ガイドライン第5章参照。

(\*5) a-SAFE: Advanced Safety の略号。先進的な安全対策に関するガイドライン参照。

(\*6) ELW: Excellent Living and Working Environment の略号。船上の居住・労働環境に関するガイドライン参照。

お申込み、サービスに関するお問い合わせ

日本海事協会 デジタルトランスフォーメーションセンター

Tel: 03-5226-2738 (代)

Fax: 03-5226-2056

E-mail: [dxc@classnk.or.jp](mailto:dxc@classnk.or.jp)

改訂履歴

No.	日付	改訂内容
1	2022.4.18	新規作成



# 船上の居住・労働環境に関するガイドライン

## 目次

はじめに .....	I
ClassNK Innovation Endorsement Approach .....	III
目次 .....	VI
1章 総則 .....	1
1.1 一般 .....	1
2章 検査 .....	3
2.1 一般 .....	3
2.2 初回検査 .....	4
2.3 定期的検査 .....	4
2.4 臨時検査 .....	5
3章 労働環境に関する設備等 .....	6
3.1 一般 .....	6
3.2 居住衛生設備関連 .....	6
3.3 食料関連 .....	7
3.4 労働安全衛生関連 .....	7
3.5 その他 .....	7

## 1章 総則

### 1.1 一般

#### 1.1.1 適用

本ガイドラインは、日本海事協会（以下、「本会」という。）に登録する船舶であって、船上の居住・労働環境を改善するための設備等（以下、労働環境に関する設備等という）を有する船舶であり、かつ、その旨を船級符号に付記することについて、申込みがあったものに適用する。なお、本ガイドラインの適用を受ける船舶の安全面に対する検証は、鋼船規則等に定める規定に基づき、船級登録上必要となるプロセスにおいて実施していることを前提とする。

#### 1.1.2 船級符号への付記

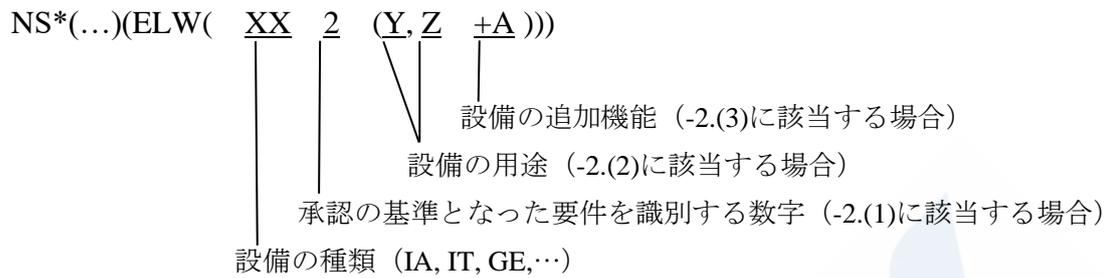
-1. 該当する労働環境に関する設備等を有する船舶について、本ガイドラインの定めるところにより、船級符号に「*Excellent Living and Working Environment(XX)*」（略号 *ELW(XX)*）を付記する。“XX”には、該当する設備等が記載される。

-2. 次の(1)~(3)に該当する場合には、-1.に規定する“XX”に数字又は記号を添えて付記する。

- (1) 技術の進歩に伴って 3.2 から 3.4 に定める労働環境に関する設備等の要件の改正をした際に、改正後の要件に基づき承認された設備を識別する必要があると本会が認めた場合に、-1.に規定する“XX”に数字を添えて付記する。当該数字については、今後別に定めるところによる。（「*Excellent Living and Working Environment(XX2)*」）
- (2) 3.2 から 3.4 に定める労働環境に関する設備等に本会が別に定める複数の用途がある場合に、本船に備えられる当該設備の用途を識別するため、-1.に規定する“XX”に記号を添えて付記する。（「*Excellent Living and Working Environment(XX(Y, Z))*」）
- (3) 3.2 から 3.4 に定める労働環境に関する設備等が、本会が別に定める追加の機能を有する場合に、本船が備える当該設備の追加機能を識別するため、-1.に規定する“XX”に記号を添えて付記する。（「*Excellent Living and Working Environment(XX+A)*」又は「*Excellent Living and Working Environment(XX(Y+A))*」）

-3. 本ガイドラインに規定されない労働環境に関する設備等を備える船舶であって、その旨を船級符号に付記することについて申込みがあった場合、当該設備に応じてその旨を船級符号に付記することができる。

表示方法：



### 1.1.3 付記の削除

本ガイドラインに従った労働環境に関する設備等が適切に維持されていない場合は、関連する付記を削除する。なお、本ガイドラインに規定する要件はオプションであり、船級登録維持のための要件とはしない。

## 2章 検査

### 2.1 一般

#### 2.1.1 検査の種類

検査の種類は次のとおりとする。

- (1) 初回検査
- (2) 定期的検査
- (3) 臨時検査

#### 2.1.2 検査の実施及び時期

検査の実施時期は次の(1)から(3)の規定による。

- (1) 初回検査は、初回の検査について、申込みがあったときに行う。
- (2) 定期的検査は、船級登録上の年次検査、中間検査及び定期検査の時期（例えば、**鋼船規則 B 編 1.1.3-1.(1)**から**(3)**に規定される時期）に行う。
- (3) 臨時検査は、初回検査及び定期的検査の時期以外であって次のいずれかに該当するとき、これを行う。
  - (a) 当該船舶の労働環境に関する設備等を変更又は更新するとき
  - (b) 当該船舶の労働環境に関する設備等に影響を及ぼす改造を行うとき
  - (c) 船舶所有者から検査の申込みがあったとき
  - (d) その他検査を行う必要があるとき

#### 2.1.3 定期的検査の時期の繰り上げ及び延期

定期的検査の時期の繰り上げ及び延期については、船級登録上の定期的検査の時期の繰り上げ及び延期に関する規定（例えば、**鋼船規則 B 編 1.1.4** 又は **1.1.5** の規定）による。

#### 2.1.4 係船中の船舶

係船中の船舶にあつては、**2.1.1(2)**に規定する定期的検査は行わない。

#### 2.1.5 検査の準備その他

-1. 本ガイドラインによる検査を受けようとするときは、検査申込者の責任において検査を受けたい希望地の本会検査員にその旨を通知すること。この通知は、検査を適切な時期に行うことができるよう、前広に行うこと。

-2. 検査申込者は、受けようとする検査の種類に応じ、本ガイドラインに規定されている検査項目及び本ガイドラインの規定に基づき必要に応じて検査員が指示する検査項目について、十分な検査が行えるように必要な準備を行うこと。

-3. 検査申込者は、検査を受けるとき、検査事項を承知しており検査の準備を監督する者を検査に立会わせ、検査に際して検査員が必要とする援助を与えること。

-4. 検査に際して必要な準備がされていないとき、立会人がいないとき又は危険性があると検査員が判断したときは、検査を停止することがある。

-5. 検査の結果、修理をする必要があると認めたときは、検査員はその旨を検査申込者に通知する。検査申込者は、この通知を受けた場合には、必要な修理をしたうえで検査員の確認を受けること。

### 2.1.6 その他

3.2.4 に掲げる設備の検査にあつては、本章の規定に代えて**感染拡大防止のための設備に関するガイドライン**に従うこと。

## 2.2 初回検査

### 2.2.1 一般

初回検査では、労働環境に関する設備等に関する事項について調査及び検査を行い、それらが本ガイドラインの該当する規定に適合することを確認する。

### 2.2.2 提出書類

-1. 初回検査を受けようとする船舶については、3章の該当する規定に応じ、その調査に必要な書類を提出すること。

-2. 前-1.の規定にかかわらず、船舶の製造中登録検査の際に初回検査を受けようとする場合にあつては、当該検査のために提出されている書類を別途提出することを要しない。

-3. 本会が必要と認める場合、追加の書類の提出を要求することがある。

### 2.2.3 検査項目

初回検査においては、以下の項目について確認する。

- (1) 該当する設備が適切に備えられていること。
- (2) 該当する書類、手順書、記録簿等が船上に備えられていること。
- (3) 船舶の製造中登録検査以外の時期に初回検査を受けようとする場合にあつては、該当する設備、書類、手順書、記録簿等が適切に維持されていること。また、記録簿等にあつては、必要な記録が行われていること。

## 2.3 定期的検査

### 2.3.1 一般

定期的検査では、労働環境に関する設備等に関する事項について検査を行い、それらが本ガイドラインの該当する規定への適合が維持されていることを確認する。

### **2.3.2 検査項目**

定期的検査においては、以下の項目について確認する。

- (1) 該当する設備の現状が良好であること。
- (2) 該当する書類、手順書等が適切に維持されていること。
- (3) 該当する記録簿等が適切に維持され、必要な記録が行われていること。

## **2.4 臨時検査**

### **2.4.1 一般**

船舶の労働環境に関する設備等の変更又は更新を行う場合は、臨時検査において確認を受けること。臨時検査では、当該設備等が本ガイドラインの該当する規定に適合することを確認する。

### 3章 労働環境に関する設備等

#### 3.1 一般

##### 3.1.1 提出書類

初回検査時には、3.2 から 3.4 の該当する項目の調査のために、表 3.1 に示す関連書類を提出すること。

#### 3.2 居住衛生設備関連

##### 3.2.1 船員用インターネット設備 (Internet Access)

- 1. 船員が私的に利用可能なインターネット環境を提供するため、-2.並びに-3.又は-4.の設備を有する船舶の船級符号に「*Excellent Living and Working Environment(Internet Access)*」(略号 *ELW(IA)*) を付記する。
- 2. 船員が各船員室，食堂，休憩室等でスマートフォンやタブレット端末等の通信が利用できるよう無線 LAN 設備を備えること。無線 LAN を中継する機器(アクセスポイント)は居住区の形状，防火扉等の配置を考慮してこれらの部屋があるデッキにつき各 1 個以上備えること。
- 3. 携帯電話回線を利用した通信設備を備え，関連する通信サービスを契約する船舶の船級符号に-1.の付記に「*+Mobile Communication(+M)*」を加えて付記する。(例：「*Excellent Living and Working Environment(Internet Access+Mobile Communication)*」(略号 *ELW(IA+M)*)
- 4. 衛星通信を利用した通信設備を備え，関連する通信サービスを契約する船舶の船級符号に-1.付記に「*+Satellite Communication(+S)*」を加えて付記する。(例：「*Excellent Living and Working Environment(Internet Access+Satellite Communication)*」(略号 *ELW(IA+S)*)
- 5. 前-4.の通信サービスは，SNS や画像を含む Web ページを利用することを想定し，陸船方向(下り)の最大可能速度で 2 Mbps 以上の通信速度であること。

##### 3.2.2 船員室ごとに温度調整可能な冷暖房装置 (Independent Temperature Control)

船員室ごとに独立に温度調整が可能な冷暖房装置を有する船舶の船級符号に「*Excellent Living and Working Environment(Individual Temperature Control)*」(略号 *ELW(IT)*) を付記する。

##### 3.2.3 ジェンダー平等に配慮した居住衛生設備 (Gender Equality)

- 1. 少数の船員の性が他の船員と異なる場合を想定して，次の-2.及び-3.を満たす居住衛生設備を有する船舶の船級符号に「*Excellent Living and Working Environment(Gender Equality)*」(略号 *ELW(GE)*) を付記する。
- 2. 全ての居室に衛生設備(トイレ，洗面設備，浴室)を備える又は-1.にいう船員のための独立の衛生設備を備えること。
- 3. -1.にいう船員のための独立の洗濯室を備えること。

### 3.2.4 感染拡大防止のための設備 (Infection Control)

感染症の拡大防止のため、本会が別に定める隔離室や空調設備等を有する船舶に対し、船級符号に「*Excellent Living and Working Environment(Infection Control)*」(略号 *ELW(IC)*) 及び関連する追加の記号を付記する。

(感染拡大防止のための設備に関するガイドライン参照)

## 3.3 食料関連

### 3.3.1 鮮度保持装置 (Freshness Preservation)

-1. 糧食庫の冷蔵・冷凍設備に加えて、生鮮食材のさらなる鮮度保持に繋がる追加の装置を有する船舶の船級符号に「*Excellent Living and Working Environment(Freshness Preservation)*」(略号 *ELW(FP)*) を付記する。

-2. 当該装置を設置することにより、生鮮食材の鮮度保持機能が向上することを示す試験結果を提出すること。

## 3.4 労働安全衛生関連

### 3.4.1 冷房用ミスト発生装置 (Water Mist Facilities)

-1. 荷役作業中の熱中症対策として、恒久的な設備として暴露甲板上にミスト発生装置を据え付ける船舶の船級符号に「*Excellent Living and Working Environment(Water Mist Facilities)*」(略号 *ELW(WM)*) を付記する。

-2. 船上の配管等はミスト発生装置の製造者が指定する水質の水を供給できるよう設備すること。

-3. 当該装置の材質は海洋環境での使用に適したものとすること。

## 3.5 その他

-1. その他本会が適当と認めた労働環境改善に関する設備を有する船舶にあつては、その旨を船級符号に付す場合がある。

-2. 油タンカー等の安全で効率的な荷役設備、騒音・振動対策を施した船舶、コンテナの安全な固縛に対する付記については、それぞれ荷役集中監視制御設備規則、騒音・振動ガイドライン、コンテナの積付け及び固縛に関するガイドラインの規定による。

表 3.1 提出書類

規定番号	付記	提出書類	関連する SDGs
3.2.1	ELW(IA)	(1) ネットワーク図 (2) 設備の配置図 (3) サービスの契約書	9.1, 9.c
3.2.2	ELW(IT)	(1) システムの概要 (2) 空調機器の配置図 (3) 配管系統図 (該当する場合) (4) ダクトダイアグラム (該当する場合)	8.5
3.2.3	ELW(GE)	居住区一般配置図	5.1
3.2.4	ELW(IC)	感染拡大防止のための設備に関するガイドライン参照	3.3
3.3.1	ELW(FP)	(1) システムの概要 (2) 装置の配置図 (3) 装置の性能を示す試験結果	2.1
3.4.1	ELW(WM)	(1) システムの概要 (2) 設備の配置図 (3) 配管系統図 (4) 配線図	8.5

本書の内容に関するご質問は、下記へお願いいたします。

一般財団法人 日本海事協会 技術部  
Tel : 03-5226-2042(代表)  
E-mail : [tsd@classnk.or.jp](mailto:tsd@classnk.or.jp)

ClassNK

一般財団法人 日本海事協会  
開発本部 開発部

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3 番 3 号  
Tel : 03-5226-2181  
Fax : 03-5226-2172  
E-mail : [dvd@classnk.or.jp](mailto:dvd@classnk.or.jp)

[www.classnk.or.jp](http://www.classnk.or.jp)